

# ヨットレース 許可が必要です!

特定港内<sup>※1</sup>において端艇競争その他の行事をしようとする者は予め港長の許可を受けなければなりません（港則法第32条）<sup>※2</sup>

※1 三河港は特定港に含まれます

※2 当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督を行う者のこと

※3 原則として実施日の1カ月前までに三河海上保安署へ許可申請書を提出してください

許可を受けずにヨットレース等の行事を行った場合  
港則法違反で罰せられることがあります



## 行事の範囲



ヨットレースやパレード等、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動

参加する船艇が少数であっても水域を占有したり隊列を組む等航路や泊地などにおける通常航行と異なった航行形態で実施するもの

当該行為が船舶交通に影響を及ぼす虞がある場合

行事該当の有無について疑問がある場合には、三河海上保安署にお問い合わせください

※許可の申請は海上保安庁へ「行事の種類、目的、方法、期間及び区域又は場所」を具体的にし、安全対策を記載し、必要な書類を添えて、行事許可申請書を提出する必要があります。行事の計画及び実施については、次の事項に配慮する必要があります。

- ・現場における指揮者の所在、指揮系統、連絡方法等が明確であること
- ・参加者の危険防止措置、他船に対する警戒措置をとること
- ・事故発生時の対策をとっておくこと
- ・関係者の集合及び解散場所等の要領を定めておくこと
- ・法令違反がないこと
- ・海域利用者間の調整が行われていること